

株式会社ニトリ  
代表取締役 似鳥 昭雄 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成19年6月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ニトリ京都南インター店  
京都市南区上鳥羽石橋町20-1外

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

当該店舗敷地内の駐車場については、来店客車両の出入庫に伴って一般国道1号に車両滞留を発生させないように、交通整理員の配置等により来店客車両の円滑な出入庫に努めるとともに、来店客車両の経路周知の徹底を行うことが望まれます。なお、今後問題が生じる場合においては、一層の対策を講じることが望まれます。

さらに、当該屋上屋外広告物につきましては適正な許可を受けているところですが、平成19年9月1日に施行された改正後の「京都市屋外広告物等に関する条例」で表示が禁止されるものとなりました。改正前に許可を受け、表示しているものには経過措置期間が設けられており、この経過措置期間においては適法に表示されていることとなりますが、施行後に開店されることもあり、改正後の条例の趣旨を十分に理解し、早期に改正後の条例の基準に適合させることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の工業地域にあたるほか、駐車場の一部は第2種住居地域にあたる。

周辺の状況は、北側は耕作地、東側は一般国道1号を隔てて飲食店と工場敷地、南側は事業所、西側は土地区画整理道路を隔てて駐車場及び事業所敷地が位置している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、来店車両の路上駐車及び交通混雑についての質問や、地元との協議や防犯についての質問などが出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見書において、交通渋滞への懸念、屋外看板についての配慮などの意見が出された。

### 4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

#### （1）駐車場について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に示されている、大きな家具を主として扱う家具店であって、店舗面積に比して1日に来店する客数が少ない場合に本件が該当することから、指針の定めに従い、類似店舗の実績データに基づいて必要駐車台数を確保している。法及び指針の趣旨に照らして適正であり、周辺環境に与える影響は少ないと考える。なお、当該店舗敷地内の駐車場については、来店客車両の出入庫に伴って一般国道1号に車両滞留を発生させないように、交通整理員の配置等により来店客車両の円滑な出入庫に努めるとともに、来店客車両の経路周知の徹底を行うことが望まれる。

#### （2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、駐輪場の運営においても適正な配慮がなされていると考える。しかし、駐輪場が店舗敷地内に設置されていることから、自転車と歩行者が来店車両と交錯しないように安全確保に努めることが望まれる。

#### （3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画、車両経路等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

#### （4）騒音について

騒音についての等価騒音レベルの予測では、基準値を下回っていたことから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

( 5 ) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

( 6 ) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災、防犯対策への協力については、防災協定等の締結や防犯及び非行防止のため、地域及び所轄警察との密接な連絡など積極的な取組みを行う旨の意思表示をしている。

また、屋外照明等については、配置、方向、強さ、点灯時間等への配慮がなされており、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

さらに、当該屋上屋外広告物については適正な許可を受けているが、平成19年9月1日に施行された改正後の「京都市屋外広告物等に関する条例」で表示が禁止されるものとなった。改正前に許可を受け、表示しているものには経過措置期間が設けられており、この経過措置期間においては適法に表示されていることとなるが、施行後に開店されることもあり、改正後の条例の趣旨を十分に理解し、早期に改正後の条例の基準に適合させることが望まれる。